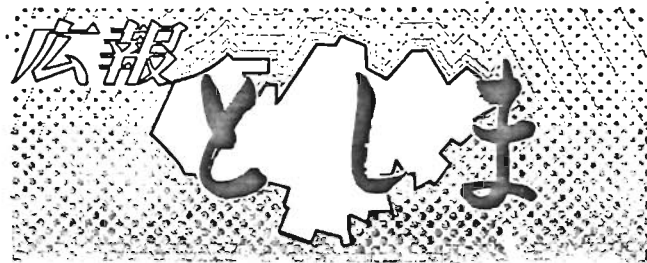


世帯と人口 10月1日現在

人口	322,537	前月比 (+141)
男女	166,965	(+3)
世帯数	161,572	(+44)
(住民基本台帳による)	136,105	(+161)



発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎(981) 1111 千170 編集 総務部広報課

ズバリお聞かせください 981-1133

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見・要望・苦情をお聞かせください。

日比区長「初の所信表明」



住民要望を受けとめ 健康・安全・快適な町づくり

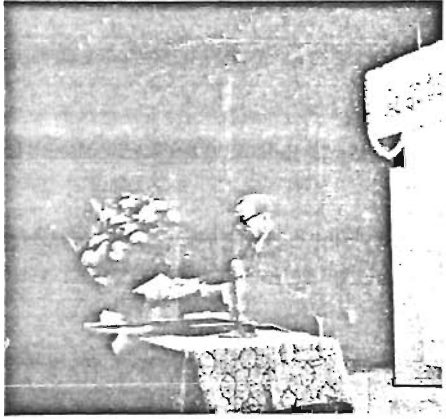
本年第三回区議会定例会は、さる九月二十八日に招集されましたが、開会の冒頭、日比区長は七月十四日就任以来、初の所信表明を行いました。特に最大多数の住民要望をけんきょに受けとめて、『健康にして安全、かつ快適な地域社会』の建設に限りない努力を惜まないことを示しました。このことは、区長就任前にもたれた「区長候補の抱負を聞く会」に述べた「区政に対する抱負と決意」の表明が、そのまま受けつがれた、公約実行のための所信表明であり、今後の区政に対する力強い、前向きな姿勢を明らかにしたものです。このたびの所信表明は、四十数項目の重要事項の中から、最重要の十二施策を披れされたものです。その要旨は、次のとおりです。

過日、区議会主催の「豊島区長候補の抱負を聞く会」において、私が区長候補として述べた区政に対する抱負と決意は、そのまま区民に対する私の公約であります。区長として、この公約に忠実であることはもとより、公約を実行するため、限らない情熱と不退転の勇気をもって粉砕努力することこそ、区議会の信任にこたえる道であり、また、三十五万余の区民の方々の、要望と期待に報いる唯一の道であると確信をいたしております。

そして、このことは同時に、豊島区という一つの自治体の長としての厳しい使命と責任の重大性、強い表現すれば、地球よりも重い使命と責任感に、私が任期中耐え続けることを意味するものであります。現在、私どもは、戦後における

区の発展に尽された

「功労者33名」を表彰



豊島区表彰条例に基づく区功労者の表彰式が十月一日「豊島の誕生日」に、区民センター文化ホールで行なわれました。この表彰制度は、自治・教育・社会福祉および公共事業に尽力し、あるいは産業などの振興に貢献された方などを広く顕彰し、その功績をたたえようとするものです。

- 今年度の表彰は三回目ですが、表彰にあたっては表彰審査
- 川口 梅子 練馬区大泉学園町二丁目一七番一
 - 斎藤 カズ 板橋区中丸町五丁目一
 - 佐藤 義一 調布市布田町四丁目一

- 自治功労
- 池袋二丁目一〇四一 菱さのい
 - 池袋四丁目二二二三 栗崎 茂
 - 池袋四丁目二二二三 山家 和子
 - 池袋二丁目二〇一五 目白二丁目二〇一五 (各種相談員)
 - 栗原 コト 千早町三丁目一四
 - 遠山満寿子 巣鴨四丁目二八七七 (区に勤務した職員)
 - 木村 秀崇 池袋四丁目四五七
 - 相馬堅治郎 西池袋三丁目一六五
 - 区立小中校に勤務した教職員
 - 安藤 正一 中野区若宮一丁目一
 - 梅子 練馬区大泉学園町二丁目一七番一
 - 二七番一

- 教育功労
- 山田たか子 埼玉県和光市東訪原町地二丁目三三
 - 内倉 幸一 西池袋四丁目一五
 - 小田 幸子 池袋本町二丁目二二
 - 栗原 兵吉 池袋二丁目一七〇一
 - 小池 瑞午 要町三丁目四八
 - 小池 昇 西池袋五丁目二一八
 - 鈴木 政夫 千早町三丁目一七
 - 山本 宗路 南長崎三丁目一七

- 公共事業功労
- 田村 勇 雑司が谷二丁目三三
 - 大島 とし 目白五丁目二七一二
 - 池袋二丁目九九八 (消防団員)
 - 魚野 祝三 西巣鴨三丁目一九一二
 - 宮原満寿雄 西池袋五丁目二二
 - 産業振興功労
 - 篠 信太郎 練馬区小竹町二丁目三三

(二頁へつづく)

経済の高成長と都市生活における急激な構造変化のなかで、今日ほど住民要望が、普遍的かつ多角的に顕在化し、しかも、ますます拡大しつつある時代はなかつたではありません。

住民参加とか、住民運動とかの動きが、公害問題や再開発問題など、住民の生活環境の悪化に対する生活防衛というかたちで燃え上がり、拡がりをみせています。

あらゆる都市問題が集約されていられる本区の地域社会において、区民が何を望み、何を要求しているのか、そしてこれらの要望をいかに受けとめ、いかに先取りするかが、今日の区政にとって、最大かつ最難の課題であり、区長として担うべき責務も、進むべき道もこれに尽きると考えています。

制約された特別区の権限と財源のなかで、最大多数の区民の最大幸福を実現する立場からの、区民の要望と行政サービスとの間の大きな間隙を埋めることは容易なことではありません。

かかる見地からも、特別区の自治権拡充の必要性を痛感するとともに、区議会の運動とも符節を合わせ、今後とも区民と一体となって積極的展開していきたいと考えています。

区が実施できる問題については、押し寄せる行政需要に敏感に即応し、多くの阻害要因を排除して、効果的な解決が図られるよう、行政運営の効率化に努めるると同時に、区民がその要求を気軽につきつけることができるよう、これに対応し、取り組んでゆく職員間の意思疎通や、行政組織のあり方についても、積極的に点検し、改善してゆく所存であります。

世界経済を震撼させた、いわゆる「ドル・ショック」と、それに続く一連の経過が、本区の行政と住民生活にどんな影響を及ぼすかという点に関しては、何分にも未詳なことでもあり、今後の動きが波乱を含んで、予断を許さない現段階において、未知の要素が余りにも多く、的確な判断を下していくのが現状ですが、おおよそ、次のようなことを予測しなければなりません。まず、景気の落ち込みと所得上

界の鈍化に伴う特別区税へのはね返り、法人住民税等調整財源の減少による都区財調の締め付け強化という、区財源先細りの動向であります。

また、その反面、中小企業の経営難、生活不安定等、変革の嵐に脅かされる者への救済という、深刻な行政需要が新たに生起することでありましょう。これらのことから区財政の一面のひつ迫は避けられず、今後の区行政のけわしい困難性を辛直に認識せざるを得ないのです。

かかる試練の季節を迎え、区民の福祉向上の立場から、今こそ大局を正しく視る眼と、緻密な行政施策が求められると同時に、幻想を捨て、現実を見据える地道な努力と、従来の慣行にとらわれない発想の転換を通して、まさに行政の真価が問われるものと考え、爾然として身も心もひき締まる思いがします。

(民生委員)

窪木 正孝 雑司が谷三丁目一九

窪木 志づ 駒込六丁目二二

村井 富子 巣鴨四丁目一四

(保護司)

稲葉 秀枝 千早町二丁目二六

大島 とし 目白五丁目二七一二

池袋二丁目九九八

区政の方向を示した 重点十二施策

① 地域発展の総合計画の策定

昨年六月策定した再開発基本計画審議会において「健康にして安全、かつ快適な地域社会」の建設と、その具体的方策を、現在、都市改造部門と生活環境部門の両分科会において、審議中でありま

す。なお、建築基準法の改正に伴う、地域地区の全面的改訂の問題が出たので、再開発基本計画の中から、土地利用計画のみを先議審中を得て、それをマスター・プランとして、地域地区改訂の具体的な作業に取りかかるべく準備をしています。また同審議会から最終答申が出た際には、広く一般市民の意見をも徴して、本区地域社会の未来図と基本的施策を固め、これが実現に当たっては、区民の合意に基づいた活力エネルギーを、そのゴールに向けて結果燃焼させるべく決意です。

② 災害対策

河角博士の「六十九年周知説」さらに「関東地震偶発説」などから緊迫感を覚えるを得ません。本区アバウトの密集地区が区内の広域に分布し、絶対的な避難場所の不足の現状より、区民の生命、身体、財産を守る立場から、これが対策の確立こそ、第一に優先する急務と考えます。

③ 公害対策

本年度の重点施策として策定し、住民検診、外勤職員検診、児童生徒検診、緑化計画、公害の騒音防止工事、大気汚染環境調査等に取組んでいます。即効も決りませんが、公害から区民の健康を守るため、今後とも重点事業として、地道に施策を推進してゆく方針です。

④ 老人福祉対策

現在建設中の老人福祉センターを中心とする施設ネットワーク構想を進めるほか、寝たきり老人に対する継続的援助、一人暮らしの老人に対する相談員制度の創設等、温かい手を差し延べる施策を検討しています。

⑤ 心身障害者福祉対策

現在、四、都の段階を含め、最も遅れている本区策については、今後さらに心身障害者福祉施設の増設を含め、路地裏に光を差し込む新たな施策を求め、努力してゆきたいと考えます。

⑥ 児童保育対策

昭和四十八年度をもって要保児童者の完全収容という所期の目標を達成するが、現在、その後の社会情勢の推移による保育需要の突増を調査中であるので、これにより計画目標数値を改訂し、児童児童保育や特別保育の問題も含め、区民要望に即した保育事業の完遂を期しています。

⑦ 開発公社の設立

施設の敷地の隘路である用地取得の緩和を図り、機動的かつ計画的に用地を先行取得する方策を講ずるため、区内金融機関の協力を得て、民間資金の導入を図ろうとするもので、この新しい公共の制度を採用することにより公共施設の建設を促進し、区民の福祉向上に寄与する方針です。

⑧ 公園緑地対策

区民一人当たりの公園緑地面積が二十区中最低の現状に、かんがみ、認可が行、築井岡公園の公園化を防災拠点としての大きな効用の観点からも、区議会ともども、

⑨ 中小企業対策

ドル・ショックの影響に対応し、中小企業の救済のため、商工融資資金へのテコ入れ等万全の措置をとってゆく所存です。

⑩ 社会教育・社会体育施策

機械化され、複雑化した都市環境のなかで、人間の回復が叫ばれている今日、本施策の重要性は

⑪ 青少年対策

都市に流入する人口の圧倒的部

⑫ 副都心関係の諸問題

東京御前所跡地と三木大跡地と

青少年育成の現状と問題点

青少年問題協議会 専門委員会 (中間報告その1)



この報告の骨子は四つの柱によって構成されています。

- 第一 青少年育成の基本的考え方
- 第二 青少年育成の現状と問題点
- 第三 青少年育成にあたって住民と行政の協力関係
- 第四 青少年育成における青少年育成活動

この報告の骨子は四つの柱によって構成されています。

第一章 青少年育成の基本的考え方

従来の非行防止保護運動に、重きを置いてきた青少年対策から、育成への積極的転換をみることに、また「育成」という言葉の意味について触れていきます。

1 対策・育成・教育

青少年対策は、従ってその性格が非行防止、保護矯正的な発想から、健全育成へと移ってきた。具体的ならわしとして昭和四十一年の「青少年育成国民会議」の設置(総務省)とこれに引き続いて、「青少年育成推進法」の制定(厚生省)がある。このように対策・育成・教育という表現をどうよみか理解すべきかという問題が含まれている。

2 振興者のあり方

青少年育成活動を「援助し合う関係」に見るならば、指導者が青少年を一方的に指導育成するという考え方は通用しない。

3 青少年育成活動の成果を決定

青少年育成活動の成果を決定していることを指摘する。また、行政のなかから青少年育成活動が行なわれる場合には、行政の持つ体質(予算的、制度的、人的制約)との関係を探る必要がある。

4 青少年育成活動の推進

青少年育成活動の推進は、青少年と直接の関係の中で、ひとりひとり

副都心関係の諸問題
副都心関係の諸問題については、青少年問題協議会の総合的な基本方針に照らして、今後、今後の施策の進捗と学校施設の開放「団体の育成強化」ブリーダーの養成、自主的グループづくりの指導、助成等をおし、地についた施策の展開に努めていく計画であります。

青少年育成の現状と問題点
この三項の中で最も重要な点に付いては、①の現状分析である。その内容を解説する。

青少年育成の現状と問題点
この三項の中で最も重要な点に付いては、①の現状分析である。その内容を解説する。

青少年育成の現状と問題点
この三項の中で最も重要な点に付いては、①の現状分析である。その内容を解説する。

年金だより 六十五歳から老齢福祉 年金が支給されます

老齢福祉年金は、本来七十歳以上の方に支給されるものですが、十一月一日から、身体に障害があつて日常生活が著しく不自由な方には六十五歳から老齢福祉年金が支給されるようになりました。

② 年金額
二万七千六百円(月額二千三百円)

③ 請求できる方
日常生活に著しい制限を受ける程度の障害(国民年金法で定める二級以上)の状態に六十五歳になったとき、または、六十五歳になつてから障害の状態になつた方で、つぎのいずれかに該当するとき。

- 一、明治四十四年四月一日までに生まれた方。
- 二、大正五年四月一日までに生まれた方で、国民年金に加入し、年齢に達して四年から七年をこえる保険料納付、または免除期間のある方。

④ つぎのいずれかに該当すると年金の全部または一部の支給が停止されます。

- 一、恩給、厚生年金、普通扶助料などを受けている場合は、その額が福祉年金額以上のとき。
- 二、戦争公務にもとづく扶助料などを受けている場合は、少尉以上のとき。
- 三、本人の前年中の所得が、三十五万円をこえるとき。
- 四、配偶者や主たる扶養義務者(子・孫・兄弟など)の前年中の所得が、次の表の金額以上のとき。

扶養親族数	所得
0 人	981,500円
1 人	1,059,000円
2 人	1,174,000円
3 人	1,289,000円

4人以上1人増すごとに115,000円を加えた額

⑤ 請求手続
つぎのものをお持ちになつて国民年金課給付係へおいでください。

- ① 戸籍抄本一通
- ② 住民票の世帯全員の写し
- ③ 本人または配偶者が公的年金を受けている場合はその証書
- ④ 診断書(福祉年金用)
- ⑤ 印かん

なお、診断書は所定の用紙がありまから、該当すると思われる方は、電話などでご連絡いただければお送りします。

老人医療費の助成も受けられます

老齢福祉年金が、六十五歳以上で障害のある方に支給されるようになったのにもない、この年金を受けることができる方は、老人医療費の助成も受けられるようになります。

なお、厚生年金や恩給などの公的年金を受けているために、老齢福祉年金を受けられない方も、その所得が制限額以下であれば助成が受けられます。

請求手続
老齢福祉年金の請求をすれば

同時に済んだこととなります。くわしいことは、国民年金課給付係(内線335)までどうぞ。

国民年金手帳の更新について

国民年金手帳の検認記録欄のページが昭和四十六年度でなくなる方に、昭和四十七年度から使用する国民年金手帳をお送りいたしました。またお手元に届いていない方は国民年金課適用係(内線33)まで連絡してください。

なお、昭和四十六年度のページがない方にも同様の手帳をお送りしましたので、本年度の領収証書は、最後の余白のページまたは昭和四十五年度のページに貼つて保管してください。

国民年金巡回相談

「お気軽にどうぞ」
区では東京都と共催で、国民年金の加入手続、保険料の支払いなどについての相談に応じます。どんなことでも結構です。多数の方々のおいでをお待ちします。

- 期日 十一月五日(金)
- 場所・時間
・栗崎厚生会館
午前九時から十二時まで
- ・長崎厚生会館
午後一時から四時まで



※一期分・二期分の保険料は、お忘れなく納めてください。



小さな田んぼで おおぜいの稲刈り

9月28日、区立西原野小学校では五年生98名が参加して校庭の隅にあるミニ田んぼ(7平方メートル)で稲刈り。これまでの苦勞を思い出しながらウマを動かしましたが、収穫量は約3キロと昨年より約2キロの減で、生徒も先生も「ガックリ」。しかし、農家を知りたい都会っ子は因循による失望よりも初めての稲刈りの方が魅力だったようです。



あの日この日 カメラ ニュース

「ウァーきれいな」道ゆく人々が足を止めて見とれていました。区では秋の草花の植込みとして、区内の公園・児童遊園など約40か所に赤・白・黄色の「ほつさ菊」を八千株植込み、このお花世代が75万円。アスファルトジャンタルの都会の中でのせめてもの憩いの場として、みんなで大切にしましょう。

募集 遠征散歩会

11月20日(土)午後1時30分から遠征のりを行いました。コースは奥羽駅を起点として旧中山道沿いのとげのき地蔵や庚申塚などを巡ります。

講師は郷土史研究家の後藤富郎氏。13日から先着50名まで受け付けます。(電話でも結構です)

参加者は花を一本持参してください。なお、雨でも決行します。

申込みは文化係(内線4)へ
消費生活講座
今回は11月と12月の講座を二階に繰り上げます。

12月分
12月10日(金)午後1時30分から区民センター第三、第四会議室で開きます。テーマは「門の切り上げと私たちの生活」。講師は経済評論家神田直徳氏。

12月分
12月10日(金)午後1時30分から区民センター第三、第四会議室で開きます。テーマは「家計の管理と家計簿記帳」。講師は藤本正夫氏。受け付けは11月10日から消費生活係(内線39・38)まで。定員はどちらも80名。

バスケットボール審判員講習会
期日 11月20日(土) 27日(土)
12月4日(土) 5日(日)
12日(日)

会場 区立体育館(奥町3-36)
受講料 無料
対象者 Aコースは区内在住または在勤・在学者で、これから審判員を志す方30名
Bコースは区内在住または在勤・在学者で、少しでも審判員の経験のある方20名

申込方法 電話・郵送などによりつぎのところで受け付けます。
区教育委員会体育係(内線418)
区バスケットボール連盟(区立体育館スポーツサロ内)
03-3999-2909

こくちばん・告知板
11月13日(土) 単独図書館(電話363-36)で行ないます。内容は「おはなしリズムあそび、うた」で、一年生以下は午後時から、二年生以上は、午後2時から4分からです。

千早図書館でちびっ子の会
毎週金曜日の午前10時30分から千早図書館(千早町2-23)電話558-3611で行ないます。対象は、学令前の児童で、内容は「うた、紙芝居、スライド」です。

催し 土曜映画会

土曜日の午後6時30分を映画でお楽しみください。十一月は闘争・冒険に関する映画を心奪まる児童向け映画を駆りてみました。

日時
毎週土曜日 午後二時・三時
会場
島田区民センター 五階映画室
上映予定
6日「奥の細道」「冬の朝」13日「ゴリラの牙の牙」「がんばれ一平」20日「謎」「古い心の詩」27日「水の国」

17日は、チャイロスキー特集として交響曲第6番「悲劇」「ピアノ協奏曲第一番」他、解説は音楽評論家の門馬直貴氏。24日は、フランス・シネマ・パレットの「恋よさようなら」「雨に濡れても」他十数曲。解説は音楽評論家の若木啓氏。お気軽にご来場ください。

レコードコンサート
毎週水曜日の午後6時30分から区民センター5階音楽室で開いています。

17日は、チャイロスキー特集として交響曲第6番「悲劇」「ピアノ協奏曲第一番」他、解説は音楽評論家の門馬直貴氏。24日は、フランス・シネマ・パレットの「恋よさようなら」「雨に濡れても」他十数曲。解説は音楽評論家の若木啓氏。お気軽にご来場ください。

11月13日(土) 単独図書館(電話363-36)で行ないます。内容は「おはなしリズムあそび、うた」で、一年生以下は午後時から、二年生以上は、午後2時から4分からです。

千早図書館でちびっ子の会
毎週金曜日の午前10時30分から千早図書館(千早町2-23)電話558-3611で行ないます。対象は、学令前の児童で、内容は「うた、紙芝居、スライド」です。



児童手当制度が かわります

現在の制度が昭和四十七年一月から改正になりますので、つきのような場合は手当を受けられるようになります。

- ・十八歳未満の児童が三人以上で第三子以降の児童が義務教育終了前の児童の場合

※所得制限はつきのとおりです。

扶養親の人数	限度額
0	1,046,000
1	1,161,000
2	1,276,000
3	1,391,000
4	1,506,000
5	1,621,000
6	1,736,000
7	1,851,000
8	1,966,000

改正にともなう手続き について

前に資格認定を受けていて義務教育終了・特別区民税額超過・施設入所などのために資格が

停止・喪失になっている方で正後の支給要件に該当される方は新たに申請手続をしてください。

現在一般手当を 受けている方へ

国の児童手当実施により第三子が昭和四十二年一月二日以降に出生した児童は国の手当に移りますので、新たに認定申請手続をしてください。

・支給場所(区役所二階)
・児童課児童係(内線3738)
・期間 十月二十日から十二月二十八日まで
・持参していただくもの
現行資格証、社会保険証、国民健康保険証、源泉徴収票、国民年金保険証、印鑑または地方税納税通知書
お問い合わせは児童係へどうぞ

「成人の日」の行事に 参加できる方

本年一月十五日(土)に予定されている「成人の日」の各種行事に招待する方々はつきに該当する方です。

昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた方

招待状は十二月初め頃から配付を始めますが、到着が遅れた場合は十二月十五日頃から左記にお申し出ください。

選挙管理委員会事務局 (内線22)または 教育委員会社会教育課 (内線45)

旧軍人、軍属の方に「一時恩給」が支給されます

恩給法の一部が改正され、旧軍人および判任官以上の旧軍属であった方で、つきに掲げる条件の一に該当し、恩給法に定める失権・失格事由に抵触しなかつた方またはその遺族の方に一時恩給または一時扶助料が支給されることになりました。

○下士官以上の旧軍人としての在職年が一年以上ある方で、旧軍人もしくは旧軍属人として引き続き在職年が三年以上上七年未満の方またはその遺族の方

○旧軍属として引き続き在職年が三年以上上七年未満の方またはその遺族の方

○旧軍属から軍人に転職した方または下士官以上の旧軍人から旧軍属に転じた方で引き続き在職年が三年以上上七年未満の方またはその遺族の方

※請求方法その他のお問い合わせは、つきへどうぞ。
福祉課福祉係(内線312・313)
児童館のお祭り

高田児童館(97六六〇〇) 十一月七日(日)
午前十時から午後三時三十分まで
内容
ゲーム大会
模擬喫茶
アトラクション(児童の出演による劇ほか)

☆入園料...500円
☆保育料...月額18,000円(月額1,500円を毎月納入)
☆送り迎えは保護者をお願いします。
☆申込用紙は学務課学事係と各出張所にあります

来秋のオープンめざして
果樹地区体育館着工

区では、区内各地区に体育館を作り、現在要町にある区立体育館を中心館にし、区民の体力づくりに役立つよう計画しています。

このたび、この体育館建設計画のトップをきいて、果樹地区体育館(果樹三丁目)の隣りに、果樹地区体育館の建設工事が始まりましました。

この体育館の特色は、豊島区では初めての温水プールとトレーニングルームを併設し、地区のみなさんが気軽に利用できる施設として運営して行く予定です。

※父兄の方も一緒にお出かけください。
お問い合わせは
高田児童館へ
西果樹児童館(95三三二) 十一月四日(木)
午後三時三十分から

内容
人形劇「しっぽをとられたガブガブ」
十一月四日(日)
午前九時から午後四時まで
内容
作品展示 絵画・手芸・生花他

子ども会の連絡団体が
結成されました

各団体間の相互協力を基盤としてさらに子ども会活動の充実発展をはかるといふ目的のもとに、「豊島区少年団体連絡協議会」が結成され、十月十八日に朝霞テックにおいてその発会式を行いました。これから子ども

延べ面積二、四八三平方メートル

▽地下一階 温水プール(25×12m)。
▽地上一階 トレーニングルーム、会議室、事務室。
▽地上二階 競技場(バレーボール、バドミントンなど)



体育館の完成予想図

用いて行ないませんが、
○食物をとられないように
○通路(穴)をふさぐ
○清潔整頓をして異などをく
くらせない。
ことなどが肝心です。
ネズミの住みにくい環境づく
りには、殺す以上に効果的です。
この機会にみんなで力を合わせ
てネズミを撲滅しましょう。

秋の定期予防接種を
受けましょう

今回の秋の予防接種から、種痘およびジフテリア、百日せき破傷風混合については集団接種のほか個別接種も行なうことになりましたので、いずれかの会場でお受けください。集団接種会場の日程と会場は「広報」とし
ま十月号」に、個別接種会場はつきにお配りした「お知らせ」裏面にてお知らせ掲載してありますのでご覧ください。

※お問い合わせは
社会教育第二係(内線45)

【第3期】
青少年育成行事に
助成金を支給

スポーツ、読書などのジューズ大会などを実施したときは、助成金ができますので、各地区委員会(出張所内)を通して申請書を提出してください。
〔行事実施期間〕
十月一日～十二月三十一日
一期一団体 一万二千円まで
くわしくは青少年係(内線311)

ネズミ退治
今がチャンス
一週間(10月20日)～
ネズミは伝染病や食中毒などの原因となりますが、繁殖期を控え、今が退治のチャンスです。ネズミ退治は薬や器具などを

ゴミは正しく出しましょう
最近、ゴミ容器のよれが目立ち、町をきたなくする原因になっています。

共同ゴミ容器を
Aゴミの正しい扱い方
・ゴミは必ずゴミ容器に入れてきめられた日に、きめられた場所に出しましょう。
・ゴミを紙袋やビニール袋に入れ出すのはやめましょう。
・ゴミ容器はいつもきれいに
豊島清掃事務所

秋の火災予防運動
11月26日から12月2日まで
今回の運動は、地災の際における人命の保護と被害を小さくするため、出火の防止と初期の消火訓練を中心に、あわせて平常時における火災予防をすすめることを目的に行ないます。
・ご家庭で心がけたいこと。
・消火器 水バケツはいつも使えるように。
・暖房器具は正しく使う。
・あなたにはじめは消せる小さな火。

豊島消防署
※所得税第二期分の納期限は11月30日まで。お忘れなく。
※納税者の声をお聞かせください。
11月1日から10日まで、税金に対するご意見やご要望を承り、また税務署の仕事の内容を一般の方にも知っていただくに行ないます。この機会にお気軽におきかせ下さい。
・豊島税務事務所
・11月は個人事業税第二期分の納付月です。30日までに郵便局または銀行などで納めてください。
・豊島税務事務所
・11月8日(長崎) 9日(仰光) 11日(時計小) 12日(医師会)で行ないます。対象は満三歳以上学齢前までのお子さん。
・長崎・池袋保健所

移動区民相談
区税、環境衛生、道路、建築公営その他区政一般についての意見、要望、苦情などお聞かせください。どんな小さなことでも結構です。相談は無料です。
なお、雨天でも行ないます
11月16日(火)
池袋四丁目キャッチボール場(池袋四丁目区画整理事務所前)
11月17日(水)
西池袋公園内
11月18日(木)
真和中学校うら門
時間はいずれも一時三十分から四時までです。

区役所保健衛生係(内線31)へ
たら、保健所業務係、または区役所保健衛生係(内線31)へ

区税、環境衛生、道路、建築公営その他区政一般についての意見、要望、苦情などお聞かせください。どんな小さなことでも結構です。相談は無料です。
なお、雨天でも行ないます
11月16日(火)
池袋四丁目キャッチボール場(池袋四丁目区画整理事務所前)
11月17日(水)
西池袋公園内
11月18日(木)
真和中学校うら門
時間はいずれも一時三十分から四時までです。

区役所保健衛生係(内線31)へ
たら、保健所業務係、または区役所保健衛生係(内線31)へ